

令和6年2月市議会通常会議 教育厚生常任委員会資料

<議案第25号～議案第32号>
<議案第36号>
<議案第50号>

令和6年3月14日(木)
福祉部

- ・議案第25号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……3
- ・議案第26号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……5
- ・議案第27号 大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……6
- ・議案第28号 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……14
- ・議案第29号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……15
- ・議案第30号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……16
- ・議案第31号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……17
- ・議案第32号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……18
- ・議案第36号 大津市社会福祉法に基づく無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……19
- ・議案第50号 大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について……21

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされ、見直し方針が示されたことに伴い、令和5年12月26日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われた。

これに伴い、「大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を制定する。

1 改正内容

○第23条関係

特定教育・保育施設は、現行では当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、書面により、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示することとされているが、これに加えてインターネットを利用した閲覧に供することとされたことに伴う改正。

○第53条

記録の保存方法について、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等で確実に記録しておくことのできるものとされていたものを、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」とされたことに伴う改正。

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(掲示)	(掲示等)
第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければ ならない。	第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。
(電磁的記録等)	(電磁的記録等)
第53条 (略) 2 (略) (1) (略)	第53条 (略) 2 (略) (1) (略)
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法	(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。) _____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 施行日(予定)

公布日(ただし、第23条の規定は、令和6年4月1日から施行する。)

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

従前の売春防止法の「婦人相談所」の規定が廃止され、令和6年4月より施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に新たに「女性相談支援センター」として規定されることに伴って、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第2項の規定に基づき、「大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を制定する。

1 改正内容

○「婦人相談所」から「女性相談支援センター」へ改称(第33条)

2 施行日(予定)

令和6年4月1日

(改正部分の抜粋)

現 行	改 正 案
(関係機関との連携) 第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。	(関係機関との連携) 第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、 <u>女性相談支援センター</u> 等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

従前の売春防止法の「婦人保護施設」の規定が廃止され、令和6年4月より施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に新たに「女性自立支援施設」として規定されることに伴って、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第2項の規定に基づき、「大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を制定する。

1 改正内容

○「大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

→「**大津市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**」に改称

○国が定める「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)」では、都道府県(中核市)が条例を定めるにあたって従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準が設けられていますが、国基準と同様の内容の改正としています。

【おもな改正内容】

○安全計画の策定等(第5条の2)

○施設長の資格要件(第9条)

○秘密保持等(第10条の2)

○職員配置の基準(第8条)

○居室の定員(第10条)

○業務継続計画の策定等(第13条の2)

2 施行日(予定)

令和6年4月1日

(改正部分の抜粋)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条</u>に規定する<u>婦人保護施設</u>の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項</u>に規定する<u>女性自立支援施設</u>の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(基本方針) 第2条 <u>婦人保護施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇</u>を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(基本方針) 第2条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援</u>を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(最低基準と婦人保護施設) 第3条 <u>婦人保護施設</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p>	<p>(基準と女性自立支援施設) 第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p>
<p>(構造設備の一般原則) 第4条 <u>婦人保護施設</u>の配置、構造及び設備は、…(略)…。</p>	<p>(構造設備の一般原則) 第4条 <u>女性自立支援施設</u>の配置、構造及び設備は、…(略)…。</p>
<p>(非常災害対策) 第5条 <u>婦人保護施設</u>は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。</u></p>	<p>(非常災害対策) 第5条 <u>女性自立支援施設</u>は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画(第13条の2第4項において「非常災害計画」という。)を策定しなければなら</u>ない。</p>
<p>2 <u>婦人保護施設</u>は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>2 <u>女性自立支援施設</u>は、非常災害に備えるため、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>

現 行	改 正 案
(新設)	<p>(安全計画の策定等) <u>第5条の2 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第13条の2第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>
	<p><u>2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>
	<p><u>3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>
(苦情への対応) 第6条 婦人保護施設は、その行った <u>処遇</u> に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。	<p>(苦情への対応) 第6条 <u>女性自立支援施設は、その行った支援</u>に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p>
2 婦人保護施設は、その行った <u>処遇</u> に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	2 女性自立支援施設は、その行った <u>支援</u> に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
3 婦人保護施設は、社会福祉法第83条に規定する…(略)…。	3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する…(略)…。
(帳簿の整備) 第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の <u>処遇</u> の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。	(帳簿の整備) 第7条 <u>女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援</u> の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

現 行	改 正 案
<p>(職員) 第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員配置の基準) 第8条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。 (1) 施設長 1 (2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上 (3) 栄養士又は調理員 1以上 (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上 (5) 事務員 1以上 (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数</p>
<p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p>	<p>2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。</p>
<p>(施設長の資格要件) 第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。 (2)・(3) (略)</p>	<p>(施設長の資格要件) 第9条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。 (2)・(3) (略)</p>
<p>(設備の基準) 第10条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、…(略)…。</p>	<p>(設備の基準) 第10条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、…(略)…。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 前項の規定にかかわらず、…(略)…木造かつ平屋建ての<u>婦人保護施設</u>の建物であって、…(略)…。 (1)～(3) (略)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、…(略)…木造かつ平屋建ての<u>女性自立支援施設</u>の建物であって、…(略)…。 (1)～(3) (略)</p>
<p>3 <u>婦人保護施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。(1)～(15) (略)</p>	<p>3 <u>女性自立支援施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。 (1)～(15) (略)</p>
<p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね<u>4.95平方メートル</u>以上とすること。 イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、<u>共同廊下</u>又は広間に直接面して設けること。 ウ (略) (2)～(5) (略)</p>	<p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 居室 ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね<u>9.9平方メートル</u>以上とすること。 イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、<u>廊下</u>又は広間に直接面して設けること。 ウ (略) (2)～(5) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(秘密保持等) <u>第10条の2 女性自立支援施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p>
<p>(居室の入所人員)</p>	<p>2 <u>女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p><u>第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とすること。</u></p>	<p>(居室の入所定員) <u>第11条 一の居室の定員は、原則として1人とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(自立の支援等) 第12条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。</p> <p>2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。</p> <p>4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。</p>	<p>(自立支援等) 第12条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p>
<p>(給食) 第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。</p>	<p>(食事の提供) 第13条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等) 第13条の2 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>

現 行	改 正 案
	2 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>
	3 <u>女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
	4 <u>業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。</u>
(保健衛生) 第14条 婦人保護施設は、入所者については、…(略)…。	(保健衛生) 第14条 <u>女性自立支援施設は、入所者については、…(略)…。</u>
2 婦人保護施設は、居室その他入所者が…(略)…。	2 <u>女性自立支援施設は、居室その他入所者が…(略)…。</u>
3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器…(略)…。	3 <u>女性自立支援施設は、入所者の使用する食器…(略)…。</u>
4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	4 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。</u>
(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第15条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号)第14条の2の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1)～(4) (略)	(給付金として支払を受けた金銭の管理) 第15条 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)第18条の厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</u> (1)～(4) (略)

現 行	改 正 案
<p>(関係機関との連携) 第16条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>	<p>(関係機関との連携) 第16条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>
<p>(電磁的記録) 第17条 婦人保護施設は、作成、保存その他…(略)…。</p>	<p>(電磁的記録) 第17条 女性自立支援施設は、作成、保存その他…(略)…。</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (施設長の任用に係る経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例第9条の規定により婦人保護施設の施設長に任用されている者は、改正後の第9条の規定により女性自立支援施設の施設長に任用された者とみなす。 (居室の床面積及び入所定員に係る経過措置) 3 この条例の施行の際現に存する建物(この条例の施行後に改築され、又は増築されるものを除く。)に係る居室の床面積及び入所定員については、改正後の第10条第4項第1号ア及び第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>	

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1)対象となる事業

- ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③居宅訪問型児童発達支援
- ④保育所等訪問支援

(2)主な改正内容

- A 障害児及びその保護者の意思を尊重した支援
 - ・児童発達支援管理責任者の業務において明文化
 - ・個別支援計画の相談支援事業所への交付義務化
- B 児童発達支援センターの一元化
- C 保育所等訪問支援における自己評価公表の義務化
- D インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の作成義務化

(3)施行日(予定) 令和6年4月1日

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1)対象となる施設
障害者支援施設

(2)主な改正内容

A 利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援

- ・サービス管理責任者の業務において明文化
- ・個別支援会議への利用者本人の参加を明文化
- ・個別支援計画の相談支援事業所への交付義務化

B 地域移行推進のための取組

- ・地域移行等意向確認等に関する指針の制定
- ・地域移行等意向確認担当者の選任

C 地域連携推進会議開催の義務化

D 高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加

(3)施行日(予定) 令和6年4月1日

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1)対象となる施設
障害者支援施設

(2)主な改正内容

提出予定議案第29号と同様の改正

A 利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援

- ・サービス管理責任者の業務において明文化
- ・個別支援会議への利用者本人の参加を明文化
- ・個別支援計画の相談支援事業所への交付義務化

B 地域移行推進のための取組

- ・地域移行等意向確認等に関する指針の制定
- ・地域移行等意向確認担当者の選任

C 地域連携推進会議開催の義務化

D 高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加

(3)施行日(予定) 令和6年4月1日

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

障害福祉課



(1)対象となる障害福祉サービス

- ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤療養介護 ⑥生活介護
- ⑦短期入所 ⑧重度障害者等包括支援 ⑨自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- ⑩就労選択支援 ⑪就労移行支援 ⑫就労継続支援A型・B型 ⑬就労定着支援
- ⑭自立生活援助 ⑮共同生活援助

(2)主な改正内容

- A 利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援
 - ・サービス提供責任者、サービス管理責任者の業務において明文化
 - ・個別支援会議への利用者本人の参加を明文化(訪問系サービス除く)
 - ・個別支援計画の相談支援事業所への交付義務化
- B 高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加
- C 就労選択支援の創設
- D 共同生活援助における地域連携推進会議開催の義務化

(3)施行日(予定) 令和6年4月1日(ただし就労選択支援は令和7年10月予定)

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

障害福祉課



(1)対象となる障害福祉サービス

- ①療養介護 ②生活介護 ③自立訓練(機能訓練、生活訓練)
④就労選択支援 ⑤就労移行支援 ⑥就労継続支援A型・B型

(2)主な改正内容

提出予定議案第31号のA～Cと同様の改正

A 利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援

- ・サービス提供責任者、サービス管理責任者の業務において明文化
- ・個別支援会議への利用者本人の参加を明文化
- ・個別支援計画の相談支援事業所への交付義務化

B 高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加

C 就労選択支援の創設

(3)施行日(予定) 令和6年4月1日(ただし就労選択支援は令和7年10月予定)

令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」(以下「臨調」という。)が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、アナログ規制について点検・見直しを行うこととされ、令和4年12月末の第6回臨調において公表された工程表に基づき、順次見直しが行われており、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号)に規定する、施設の「入居申込者に対する説明・契約等」に関する条項が改正された。このため、これに伴い同様の内容を規定する「大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」について改正する。

1 改正の内容

入居申込者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行う際に、文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとされているが、その記録媒体についてこれまで磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物としていたが、国の基準改正を受け、電磁的記録媒体とし、媒体の種類を示さないこととする。

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(入居申込者に対する説明、契約等)	(入居申込者に対する説明、契約等)
第14条 (略) 7 (略) (1) (略)	第14条 (略) 7 (略) (1) (略)
(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法	(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式 で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用 に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u> をもっ て調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付す る方法

2 施行日(予定)

公布日

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について

(やまびこ総合支援センター)

1 改正の概要

- 令和4年6月公布の児童福祉法改正に伴い、文言の整理を行う。
- やまびこ総合支援センターの事業見直しに伴い、提供サービスの追加・廃止を行う。
- 東部子ども療育センターにおいて、『相談支援事業』を実施する。

2 改正の理由

- ・令和4年6月公布の児童福祉法改正により、令和6年4月1日付けで福祉型・医療型の類型が一元化するため、所要の文言を整理する。
- ・過去5年以上にわたり、大津市内の利用者ニーズがないことから、地域相談支援及び重度障害者等包括支援の提供サービスを終了する。
- ・大津市内の民間施設における受入の充実により、やまびこ総合支援センターの利用ニーズがなくなったため、自立訓練の提供サービスを終了する。
- ・大津市内で自宅への引きこもりや障害により安定した通所が困難な方に対する支援をモデル事業として2年間実施したところ、継続的なニーズがあることから、正規事業として訪問型生活介護を新たな提供サービスに追加する。
- ・東部子ども療育センターを児童発達支援センター化し、東部地域の中核的な療育施設とする。

3 施行日(予定)

令和6年4月1日

東部子ども療育センターの相談支援事業の開始については別途規則で定める。

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について

(やまびこ総合支援センター)



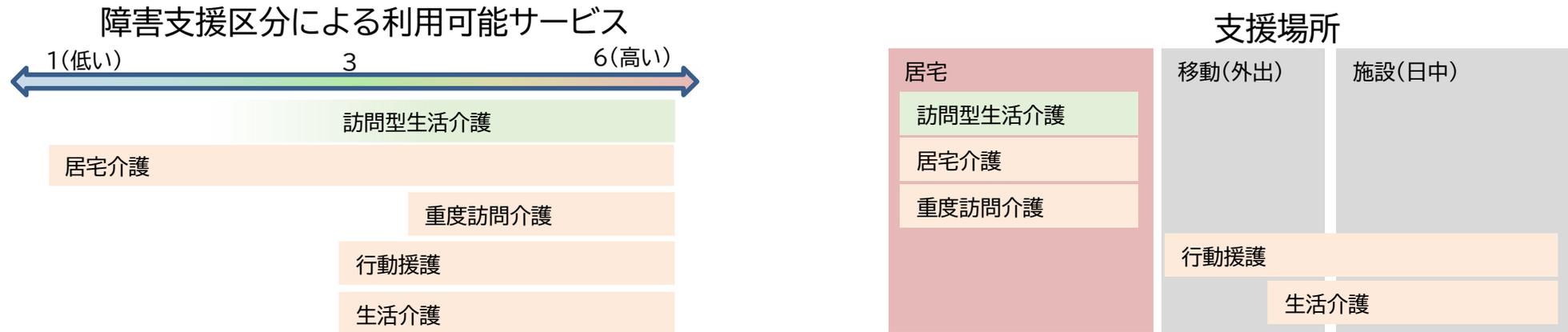
(改正前)		(改正後)	
大津市立 やまびこ総合支援センター	障害児通所支援 障害児相談支援 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 重度障害者等包括支援 自立訓練 相談支援(基本相談支援 計画相談支援 地域相談支援) 移動支援 日中一時支援 入浴サービス 夜間の一時保護	大津市立 やまびこ総合支援センター	障害児通所支援 障害児相談支援 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 相談支援(基本相談支援 計画相談支援) 移動支援 日中一時支援 入浴サービス 夜間の一時保護 訪問型生活介護
大津市立 北部子ども療育センター	障害児通所支援 障害児相談支援 相談支援(基本相談支援 計画相談支援 地域相談支援)	大津市立 北部子ども療育センター	障害児通所支援 障害児相談支援 相談支援(基本相談支援 計画相談支援)
大津市立 東部子ども療育センター	障害児通所支援 障害児相談支援 発達支援療育	大津市立 東部子ども療育センター	障害児通所支援 障害児相談支援 相談支援(基本相談支援 計画相談支援) 発達支援療育

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について

(やまびこ総合支援センター)



やまびこ総合支援センターにおける訪問型生活介護の位置づけ



サービス内容

訪問型生活介護	日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援 ⇒生活介護や行動援護のような通所サービスの利用につなげる
居宅介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
重度訪問介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助
生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(定義)	(定義)
第3条 (略)	第3条 (略)
<u>(1) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。</u>	(削る)
<u>(2) 発達支援療育 社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対し、当該乳幼児の療育その他の支援を行うサービスをいう。</u>	(削る)
<u>(3) (略)</u>	<u>(1) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(2) (略)</u>
(新設)	<u>(3) 訪問型生活介護 障害の状態、特性その他の事情により、生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有する障害者につき、当該障害者の居宅を訪問し、日常生活上の支援及び身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスをいう。</u>
(新設)	<u>(4) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u>
(新設)	<u>(5) 発達支援療育 社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対し、当該乳幼児の療育その他の支援を行うサービスをいう。</u>

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について



やまびこ総合支援センター Lake Biwa

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(サービスの提供)	(サービスの提供)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) 障害児通所支援(医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを除く。以下同じ。)	(1) 障害児通所支援(_____放課後等デイサービスを除く。以下同じ。)
(2) (略)	(2) (略)
2 前項_____に掲げるもののほか、大津市立やまびこ総合支援センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。	2 前項各号に掲げるもののほか、大津市立やまびこ総合支援センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。
(1) (略)	(1) (略)
(オ) 重度障害者等包括支援	(削る)
(カ) 自立訓練	(削る)
イ 相談支援	イ 相談支援(基本相談支援及び計画相談支援に限る。以下同じ。)
(新設)	(6) 訪問型生活介護
3 第1項_____に掲げるもののほか、大津市立北部子ども療育センターにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービスのうち、相談支援を提供する。	3 第1項各号に掲げるもののほか、大津市立北部子ども療育センターにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する_____相談支援を提供する。

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について



やまびこ総合支援センター Lake Biwa

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
4 第1項 〃に掲げるもののほか、大津市立東部子ども療育センターにおいては、 <u>発達支援療育</u> を提供する。	4 第1項各号に掲げるもののほか、大津市立東部子ども療育センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。
(新設)	<u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援</u>
(新設)	<u>(2) 発達支援療育</u>
(利用の資格)	(利用の資格)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
(3) 児童福祉法第21条の6の規定による措置(障害福祉サービス(生活介護 <u>及び自立訓練</u> を除く。)に係るものに限る。)を受けた者	(3) 児童福祉法第21条の6の規定による措置(障害福祉サービス(生活介護 <u>〃</u> を除く。)に係るものに限る。)を受けた者
(新設)	<u>7 訪問型生活介護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、療育手帳の交付を受けている18歳以上の者で障害の状態、特性その他の事情により生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有すると市長が認める者とする。</u>
7 (略)	8 (略)
8 (略)	9 (略)

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定 について

(改正部分の抜粋)

現行	改正後(案)
(使用料等)	(使用料等)
第7条 (略)	第7条 (略)
4 相談支援の利用に係る使用料の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。	4 相談支援の利用に係る使用料の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。
(1) 地域相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額	(削る)
(2) 計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額	(削る)
5 移動支援、日中一時支援、入浴サービス及び夜間の一時保護の利用に係る使用料の額は、規則で定める。	5 移動支援、日中一時支援、入浴サービス、夜間の一時保護及び訪問型生活介護の利用に係る使用料の額は、規則で定める。